

議題 5

外来医療計画（第8次後期）における
外来医師多数区域（さいたま圏域）の取扱いについて

埼玉県保健医療部保健医療政策課

外来医療計画（第8次後期）における外来医師多数区域（さいたま圏域）の取扱いについて

外来医療計画の中間見直しについて

- 医療法第30条の6に規定により、都道府県は3年ごとに必要がある場合は計画の変更を行うこととされている。
- 令和8年5月に厚生労働省より発出された「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（後期）～」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき中間見直しをしようとするもの。

県における外来医療計画中間見直しの概要

- 厚生労働省より提供された外来医師偏在指標等に基づき、最新の外来医療の提供状況に関するデータを更新する。
- 外来医師偏在指標を基に**外来医師多数区域の設定**及び**地域で不足する外来医療機能**について再確認する。

※なお、ガイドラインに照らし、データを確認した結果、「**外来医師過多区域**」について、本県における該当区域はない。

参考：ガイドラインの構成

※ 赤字は新しく記載が加わった項目

1 はじめに	7 医療機器の効率的な活用に係る計画
2 外来医療計画の策定を行う体制等の整備	8 外来機能報告
3 外来医療計画の策定及び実施に必要なデータの収集、分析及び共有	9 外来医療計画の実行に関するPDCAサイクル
4 地域外来医療の公表	10 留意点
5 外来医師偏在指標と外来医師多数区域・ 外来医師過多区域 の設定 5-1 区域単位 5-2 外来医師偏在指標 5-3 外来医師多数区域の設定 5-4 外来医師過多区域の設定	新たに加わった主な事項は「外来医師過多区域」の設定や取り組みに関する事項 【外来医師過多区域の概要】 ● 都道府県知事は、二次医療圏であって厚生労働省令で定める基準を超える区域がある場合において、当該二次医療圏の内、特に地域外来医療を確保する必要がある区域があると認められるときは、当該区域を外来医師過多区域として指定することとされている ● 厚生労働省令で定める基準 ・外来医師偏在指標について、「全国平均値＋標準偏差の1.5倍」以上かつ ・可住地面積当たり診療所数が上位10%以上
6 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組 6-1 外来医師多数区域における取組 6-2 外来医師過多区域における取組	

本県には
該当区域なし

外来医療計画（第8次後期）における外来医師多数区域（さいたま圏域）の取扱いについて

対応案

- ① ガイドラインを踏まえ、引き続きさいたま圏域を「外来医師多数区域」と設定する。
※ただし、ガイドラインでは、外来医師偏在指標を絶対的な基準として取り扱うことや外来医師偏在指標のみに基づく機械的な運用を行うことがないよう求められていることから、本制度の運用等については、引き続き本調整会議での協議も踏まえていきたいと考えている。
- ② 令和7年度の本調整会議において協議し、本年4月より運用している以下の事項を、引き続き地域で不足する外来医療機能とする。
初期救急医療 / 在宅医療 / 介護認定審査 / 公衆衛生(学校医、警察嘱託医・協力医、行政機関からの委員等就任依頼への対応)

本県における外来医師偏在指標の状況

※ 赤枠は上位33.3%に該当

	第8次計画(前期)		第8次計画(後期)	
	外来医師偏在指標	順位	外来医師偏在指標	順位
全国	112.2		115.7	
埼玉県	93.2	40/47	91.2	41/47
南部	100.2	166/335	108.5	127/330
南西部	98.7	175/335	82.2	279/330
東部	80.2	286/335	74.6	307/330
さいたま	108.8	107/335	116.5	90/330
県央	82.1	275/335	82.1	280/330
川越比企	87.8	243/335	87.0	255/330
西部	88.3	240/335	85.0	264/330
利根	87.6	245/335	77.8	299/330
北部	93.8	209/335	84.6	266/330
秩父	113.4	87/335	88.4	247/330

【参考】

外来医師偏在指標について

- 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能となる指標
※医療ニーズ及び人口構成、患者の流入・流出、医師の性別・年齢分布等を考慮して算定される。
- 外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する二次医療圏は、外来医師多数区域として設定することとされている。

外来医師多数区域の設定について

- 第8次計画(前期)においては、さいたま圏域及び秩父圏域が上位33.3%に該当する。
※ただし、秩父圏域は政策的に医療提供体制の維持を図っていることから外来医師多数区域としての設定はせず、さいたま圏域のみを外来医師多数区域として設定した。
- 第8次計画(後期)においては、さいたま圏域のみが上位33.3%に該当する。

地域で不足する外来医療機能について

- 外来医師多数区域においては、新規開業に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めることとされている。
- 地域で不足する外来医療機能は、地域医療構想調整会議において協議する。
- 新規開業が地域で不足する外来医療機能を担うことについて、合意しない場合、地域医療構想調整会議への出席を求め、協議の上、協議結果を公表することとされている。